

生徒・保護者の皆様

市立札幌旭丘高等学校長 尾崎 茂樹

高等学校等就学支援金・臨時支援金の認定結果等について

令和7年7月に申請いただいた高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）及び高校生等臨時支援金（以下「臨時支援金」といいます。）の受給資格認定申請の審査結果等について、下記のとおりお知らせいたします。

各自審査結果をご確認のうえ、下記をご覧ください。

記

◆ 審査結果の確認方法

- ① 『e-Shien』にログインする（ログインID・パスワードは入学時にお渡しした「ログインID通知書」に記載しています。紛失した場合は学校へご連絡ください。）
- ② ポータル画面の「認定状況」欄のうち、該当する申請名・審査状況の項目の右側にある「表示」ボタンを押します。
- ③ 「審査結果」画面の上部「審査結果について」の「認定結果」欄に結果が表示されます。
※ 操作方法は、「申請者向け利用マニュアル」をご参照ください。
※ インターネット環境が無い等により『e-Shien』を使用できない方や、審査結果が正常に表示されない方は、学校にお問い合わせください。



← 『e-Shien』 ログインページ

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

「申請者向け利用マニュアル」 →



https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/01_manual_eshien2311kyotsu.pdf

1 就学支援金が認定となった方

(1) 認定・支給の内容（『e-Shien』の「審査結果」画面も併せてご確認ください。）

① 認定期間

令和7年7月～令和8年6月（3年次については令和8年3月まで）

② 支給予定額

・ 1・2年次

118,800円（内訳）令和7年7月～令和8年6月分 各月 9,900円

・ 3年次

89,100円（内訳）令和7年7月～令和8年3月分 各月 9,900円

※ 上記内容は、各月の初日に上記の高等学校等に在籍している場合に限り支給します。

③ 支給方法

就学支援金支給者（北海道教育委員会）から支給される就学支援金は、学校設置者である札幌市が代理受領し、保護者様が納めるべき授業料に充当します。

④ 留意事項

支給予定額は、支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況により変更となる場合があります。この場合、支給予定額が減額となるときは、所属する学校に変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

なお、高等学校等就学支援金の受給資格認定通知を複数受け取った場合には、支給手続きを再確認する必要がありますので、学校へ御連絡ください。

2 就学支援金に認定されなかった方

『e-Shien』にて認定状況の御確認ください。審査結果情報で臨時支援金同意状況に「同意する」となっている方は、今年度臨時支援金の対象となります。
対象の方へ決定通知書を配布しております。

(1) 認定・支給の内容

① 認定期間

令和7年4月～令和8年3月

(就学支援金が令和7年6月まで認定されていた方は令和7年7月から)

② 支給予定額

・就学支援金が令和7年4月～令和8年6月まで不認定の方

118,800円 (内訳) 令和7年4月～令和8年3月分 各月 9,900円

・就学支援金が令和7年6月までが認定の方、

89,100円 (内訳) 令和7年7月～令和8年3月分 各月 9,900円

・令和7年4月～6月が就学支援金不認定、令和7年7月から就学支援金が認定の方

29,700円 (内訳) 令和7年4月～令和7年6月分 各月 9,900円

※ 上記内容は、各月の初日に上記の高等学校等に在籍している場合に限り支給します。

就学支援金が認定されていない方で臨時支援金の決定通知書がない方は学校へ御連絡ください。

[備考]

現在臨時支援金に認定となっている方で世帯状況の変更(親権者の人数増減や変更など)がある場合は、手続きが必要となる場合がありますので、事務担当者までご連絡ください。

(臨時支援金から就学支援金へ変更が必要となる場合がありますので必ず御連絡ください。)

【お問い合わせ先】 市立札幌旭丘高等学校 事務室 (011-561-1220 ※専用)